人々の元気を創る ライフサポーター

私たちは看護職の資質の向上を通して 県民の皆様の健康づくりに努めています



人々の元気を創るライフサポーターとしての役割を果たす



~その人らしく暮らしていける社会の実現のために~



公益社団法人 静岡県看護協会 会長 松本 志保子

このパンフレットを手に取って頂きましてありがとうございます。

新型コロナウィルス感染症が確認されて以降、その闘いは3年以上の長 い期間に及びました。その間、医療機関、地域、在宅などの各領域におい て、使命感だけでは乗り越えることが困難な状況でも目の前の課題に対し て果敢に対応されてきた皆様に心から敬意と感謝を申し上げます。

令和5年5月8日より、新型コロナウィルス感染症は2類相当から5類へと 移行されました。とはいえ、まだ闘いが終わったわけではありません。ポスト コロナ時代の新しい生活様式に舵を切りながら、人々の健康管理、疾病予 防への取り組みを強化してまいりましょう。

公益社団法人静岡県看護協会(以下本会)は、県内の保健師・助産 師・看護師・准看護師を会員とする専門職能団体です。

「人々の元気を創るライフサポーター |をキャッチフレーズに本会の理念 であります「人々の尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニ ーズに応え、人々の健康な生活の実現への貢献 |をめざして活動していま す。具体的には、県民の皆様の健康で幸せでありたいと願うニーズにお応 えする看護の提供です。そのために、看護の質向上を目指した活動や、看 護職が生涯を通して働き続けられる環境づくりの推進に取り組んでいま

少子・超高齢・人口減少が進展する社会を背景に「医療 |と「生活 |の 両方の視点でケアができる看護職の役割拡大と期待は益々高まっていま す。「病気や障害があっても、その人らしく暮らせる社会」の実現は、「医 療」と「生活」の視点をもってケアすることを使命とする私たち看護職の願 いでもあります。

本会において医療機関や施設、在宅、行政で働く看護職、行政や関係 団体との多職種連携を進めることで、切れ目のない医療・介護の提供が実 現できるよう体制整備に継続して取り組んでまいります。

また、県内8地区に設置してあります「地区支部 |も「まちの保健室 | 「看 護教室」などの健康相談や支援、災害ボランティアナースの育成など、地 域に役立つ事業を展開しています。さらに、都道府県看護協会による無料 職業紹介事業を展開するナースセンターでは、離職防止や就業支援、将 来看護職を目指す学生の皆様への普及啓発事業や、定年退職を迎える 看護職の皆様へのセカンドキャリア支援も行っております。

今後も人々・地域に最も近い存在であり、人々の命と暮らしを守る専門 職として、県民の皆様のニーズにお応えするべく活動を続けてまいります。 引き続き、皆様のご支援とご協力をよろしくお願い申し上げます。

看護職の倫理綱領 (本文より抜粋) 2021年 日本看護協会

- 1. 看護職は、人間の生命、人間としての尊厳及び権利を尊重する。
- 2. 看護職は、対象となる人々に平等に看護を提供する。
- 3. 看護職は、対象となる人々との間に信頼関係を築き、その信頼関係に基づいて看護を提供する。
- 4. 看護職は、人々の権利を尊重し、人々が自らの意向や価値観にそった選択ができるよう支援する。
- 5. 看護職は、対象となる人々の秘密を保持し、取得した個人情報は適正に取り扱う。
- 6. 看護職は、対象となる人々に不利益や危害が生じているときは、人々を保護し安全を 確保する。
- 7. 看護職は、自己の責任と能力を的確に把握し、実施した看護について個人としての責任をもつ。
- 8. 看護職は、常に、個人の責任として継続学習による能力の開発・維持・向上に努める。
- 9. 看護職は、多職種で協働し、よりよい保健・医療・福祉を実現する。
- 10. 看護職は、より質の高い看護を行うために、自らの職務に関する行動基準を設定し、それに基づき行動する。
- 11. 看護職は、研究や実践を通して、専門的知識・技術の創造と開発に努め、看護学の 発展に寄与する。
- 12. 看護職は、より質の高い看護を行うため、看護職自身のウェルビーイングの向上に努める。
- 13. 看護職は、常に品位を保持し、看護職に対する社会の人々の信頼を高めるよう努める。
- 14. 看護職は、人々の生命と健康をまもるため、さまざまな問題について、社会正義の 考え方をもって社会と責任を共有する。
- 15. 看護職は、専門職組織に所属し、看護の質を高めるための活動に参画し、よりよい社会づくりに貢献する。
- 16. 看護職は、様々な災害支援の担い手と協働し、災害によって影響を受けたすべての 人々の生命、健康、生活をまもることに最善を尽くす。

公益社団法人静岡県看護協会の理念

1.使命(目的)

人々の人間としての尊厳を維持し、健康で幸福でありたいという普遍的なニーズに応え、人々の健康な生活の実現に貢献する。

そのために、

- 教育と研鑽に根ざした専門性に基づき看護の質の向上を図る
- 看護職が生涯をとおし安心して働き続けられる環境づくりを推進する
- 人々のニーズに応えるために、地域の保健・医療・福祉活動を推進し、看護領域の開発及び展開を図る

2.活動理念

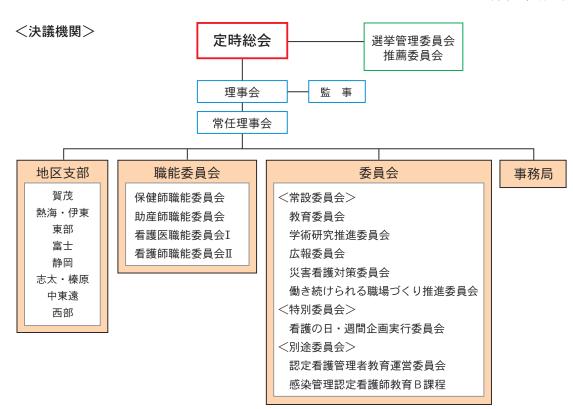
- 看護職の力を変革に向け、会員一人ひとりの創造力を結集する
- 社会的視点をもち、自律的に行動し協働する
- 専門性を探求し新たな価値を創造する

3.基本戦略

● 基本戦略は、使命に掲げた3つの事業領域において、6つの実現手法、「**自主規制**」「**支援事業**」「**政策形成**」 「**開発・経営**|「**広報**| 「**社会貢献**| を用いて、人々の健康な生活の実現を図る。

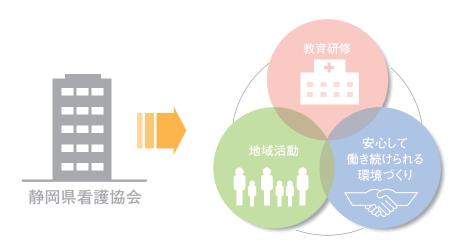
-公益社団法人静岡県看護協会組織図-

(令和5年4月1日)



公益社団法人静岡県看護協会の事業

静岡県看護協会では、「教育研修」・「地域活動」・「安心して働き続けられる環境づくり」の 3つを事業の柱としています。



▶教育研修▶

教育·研修·学会

看護職が社会の変化に対応し、役割を遂行していくためには、専門職能人としての熟練度を高めるだけではなく、その基盤となる人としての能力を備えることが必要であり、中でも感性・協力・根拠・主体性の要素(4要素)が重要である。

―教育活動における指針―

静岡県看護協会は、新しい時代に活躍できる看護専門職として4要素を備えた人材(像)の育成をめざす。

Sensibility (感性) :生命の尊重と人間の尊厳を守る倫理的感性を高める。

Team work(協力) :多職種の人々との連携・協力ができる。

■Evidence (根拠) :科学的根拠に基づく適切な判断ができる。

【Positive (主体性):自己教育に取り組む主体性を高める。

これらの頭文字をとって、めざす人材像を現す愛称として"STEP"とした。

(1)教育活動の目的

生涯教育の観点から、看護専門職としての責務を遂行し、感性(Sensibility)、協力(Team work)、根拠(Evidence)、主体性(Positive)、即ち"STEP"を備えた人材を育成することによって、地域社会のニーズに応えられるようにする。

(2)教育活動の目標

- (1) 最新の知識や技術を習得し、看護実践能力を育成する。
- (2) 日々の実践を振り返り、問題解明に向けた研究能力を育成する。
- (3) 組織人としての自己の役割を認識し、組織的役割遂行能力を育成する。
- (4) 施設内および地域社会において、多職種と連携・協働できる能力を育成する。
- (5) 社会の変化や保健医療福祉政策の動向をとらえ、看護政策ならびに組織運営に反映できる管理能力を育成する。
- (6) 倫理的感性と対人関係能力を高め、ケアの受け手の権利を擁護する能力を育成する。

1.人材育成を促進するための継続教育

- ○看護実践能力の育成
- ○組織的役割遂行能力の育成
- ○自己教育の推進
- ○特別研修
- ○研究能力の育成

2.資格認定教育

認定看護管理者を育成する研修

- ○認定看護管理者教育課程ファーストレベル
- ○認定看護管理者教育課程セカンドレベル
- ○認定看護管理者教育課程サードレベル
- ○感染管理認定看護師教育B課程

3.静岡県からの受託研修

- ○新人看護職員研修
- ○新人看護職員指導者研修
- ○重症心身障害児(者)対応看護従事者養成研修
- ○看護職員実習指導者等講習会
- ○看護教員継続研修
- ○静岡県専任教員養成講習会
- ○高齢者権利擁護等推進事業看護実務者研修
- ○看護の質向上推進研修
- ○看護職員管理者の相互研修
 - 暮らしをつなげる看護職員のための研修 -
- ○静岡県看護職員認知症対応力向上研修
- ○病院勤務の医療従事者向け認知症対応力向上研修
- ○特定行為研修修了者研修

4.看護研究

- ○看護研究の支援
- ○静岡県看護学会

5.地区支部研修

○県内8地区支部が主催する研修

6.災害看護研修

- ○災害看護一般研修 I,Ⅱ
- ○災害看護地区研修
- ○災害支援ナース養成研修 (講義・演習)

7.就業支援研修

8.職能研修

- ○新入会員研修
- ○保健師職能
- ○助産師職能
- ○看護師職能 I.II

図書室

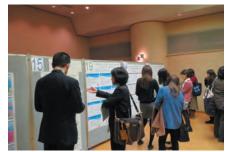
「看護」を中心とした図書資料を閲覧、資料の検索及び貸し出しができます。 利用日・利用時間/月曜日~金曜日(平日)・9:00~17:00



研修会(1)



研修会②



静岡県看護学会



災害支援ナース登録者研修



図書閲覧室

▶地域活動ー地域の住民と共にすすめますー

1 看護の心普及啓発活動

- ・こどもからお年寄りまで全ての市民を対象にした、看護の心と知識技術の普及や啓発活動をす すめています。
- ・小中学校や高校で「看護の出前授業」を行っています。内容は、生命の大切さ・看護の役割、看護のミニ体験や看護への進路案内です。
- ・毎年看護の日を中心に「看護の日」記念行事を 行います。



出前授業

2 地区支部活動

- ・県内8か所に地区支部を配置し、「まちの保健室」、「看護教室」等を開催し地域住民の健康の保持増進に貢献します。
- ・「地域の防災訓練を活用した災害看護の基礎知識・技術の習得」、「看護実践報告会」を実施し看護の質向上を 目指します。
- ・行政や関係団体との連携に関する会議への出席 や事業へ参加します。



地域防災訓練

- 東部地区支部事務所 〒411-0943 静岡県駿東郡長泉町下土狩1293-1 JA富士伊豆下土狩ビル3階 TEL/FAX(055)989-6100
- 静岡地区支部事務所 〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階 TEL(054)202-1760 FAX(054)202-1751
- 志太榛原地区支部事務所 〒426-0034 藤枝市駅前1-2-10 静岡ジェイエイサービスビル3階 TEL/FAX(054)644-8180

- 中東遠地区支部事務所
 - 〒436-0030 掛川市杉谷南1-1-30 中部ふくしあ1階 (掛川市中部地域健康医療支援センター内) TEL/FAX(0537)28-9679
- ●西部地区支部事務所 〒430-0929 浜松市中区中央2-10-1 浜松青色会館2階 TEL/FAX(053)455-2777

3 訪問看護・指定居宅介護支援事業の実施

在宅におけるケアを必要とする人々に対し、生活の質を確保し住み慣れた地域や家庭で療養が 続けられるように、訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所を設置し在宅ケアの充実を図っています。



訪問看護の実際

訪問看護ステーション・指定居宅介護支援事業所

- 訪問看護ステーション清水・指定居宅介護支援事業所 S/T清水 〒424-0842 静岡市清水区春日1丁目2番12号 TEL (054) 355-1511/FAX (054) 355-1515
- 訪問看護ステーション大東・指定居宅介護支援事業所 S/T大東 〒437-1491 掛川市三俣620番地(掛川市南部大東地域健康医療支援センター内) TEL(0537)72-6627/FAX(0537)72-6628
- 訪問看護ステーション掛川・指定居宅介護支援事業所 S/T掛川 〒436-0083 掛川市薗ヶ谷881番地の1(掛川市東部地域健康医療支援センター内) TEL (0537) 62-2755 / FAX (0537) 62-2756

訪問看護ステーション掛川 西部ふくしあサテライト 〒436-0222 掛川市下垂木1270番地の2(掛川市西部地域健康医療支援センター内) ※電話・FAXは訪問看護ステーション掛川へ

動問看護ステーションいわた・指定居宅介護支援事業所 S/Tいわた 〒438-0051 磐田市上大之郷51番地(磐田市急患センター内) TEL(0538)21-0822 / FAX(0538)21-0823

医療的ケア児等支援センター事業

令和3年に「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」が制定され、令和4年より、静岡県からの 委託により「静岡県医療的ケア児等支援センター」を運営しています。

在宅の医療的ケア児等とその家族が、身近な地域において心身の状況に応じた適切な保健、医療、福祉そ の他の各関連分野の支援を受けられるように関係機関との連携・調整等を行っています。

【業務内容】

- ①医療的ケア児等への相談支援
- ②関係機関への情報の提供
- ③人材の開拓、育成
- ④関係機関等との連絡調整
- ⑤上記に掲げる業務に附帯する業務





■安心して働き続けられる環境づくり

1.働き続けられる環境づくり推進事業

静岡県看護協会では、看護職が生涯を通じて健康で安心して働き続けられる環境 づくり推進事業に取り組んでいます。



- ・「ヘルシーワークプレイス(健康で安全な職場)を目指して」
- ・ふじのくに医療勤務環境改善支援センターとの連携の実施



- ② 働き続けられる職場づくり推進委員会活動
 - ・労働環境に関する研修会の開催
 - ・静岡県看護協会広報誌 「看護しずおか」に「医療安全情報 | を定期掲載し、周知・啓蒙活動を実施

2.ナースセンター事業

「看護師等の人材確保の促進に関する法律」に基づいた事業として求人・求職相談および就業斡旋・再就 業支援・離職防止対策・「看護の心」普及啓発等を静岡県の委託により実施しています。

看護師等の求人・求職相談および就業斡旋

- ・無料で求人、求職相談、就業斡旋を行っています。(本所・東部・西部支所)
- ・離職時の届出登録推進(努力義務化)により就業の支援をしています。
- ・「看護しずおか」と「ナースセンターだよりプラス」を登録者に送っています。
- ・ハローワーク等にナースセンター就業相談員が出向き、再就業に向けて相談 に応じています。(御殿場・下田・伊東・沼津・三島・富士・清水・静岡・焼津・ 島田・掛川・磐田・浜松・浜北・細江・新居地域センター)



看護師等再就業支援事業

- 1. 再就業研修
 - ・3日間の日程で東・中・西部地域で開催
 - ・最新の医療看護に関する講義・演習
 - ・高齢者看護の学習と介護施設に関する情報提供
- 2. 体験型再就業チャレンジ研修

個人単位で最寄りの研修受入協力病院又は訪問看護ステーションで実習 看護師コース 募集は個人で随時受付けます。

助産師コース

※複数の研修に参加できます。 組合せも自由です。

- 3. eラーニングによる就業支援研修(3か月間受講)
- 4. ハローワーク等での就職相談会を開催(参加施設は、ホームページに掲載)
- 5. 地域でつくる協働開催型就業相談会「ナースのお仕事フェア」の開催(詳細はホームページに掲載)

3 ■ 離職防止対策事業

- ・職場や学校での悩み事相談
- ・施設内教育に対する助言指導
- ・再就業看護職・新人看護職員の看護技術演習(本所、東部支所、西部支所で開催)
- ・再就業者フォローアップ研修
- ・セカンドキャリアセミナー(対象:概ね50歳以上の看護職員)
- ・新人看護職員離職防止に関する研修

職場や学校のことや看護の仕事に悩んでいる方、ぜひご利用ください。

働いている看護職員の悩み相談を実施しています。職場の上司や先輩に悩みを打ち明けられない方、お気軽にお電話ください。ナースセンターの離職防止相談員が相談に応じます。 看護学生、新人や再就業したばかりの方々には、看護業務や看護実習に関する助言も行います。もちろん、相談対応は無料です。個人情報は厳正に守りますので、遠慮なくご相談ください。あなたの看護資格を生かし、いきいきと働くためにも、ストレスを発散し、リフレッシュして仕事に臨みましょう。

- ナースセンターの就業相談指導員(悩み相談員)の電話番号 054-202-1780 (平日 9:00~16:00)
- 新人看護職員専用悩み相談ダイヤル(平日 9:00~16:00)090-2183-8734 (ハナシテミヨウと覚えて!)

4 ■「看護の心」 普及啓発事業

県民の皆さまに看護についての関心と理解を深めていただくために下記の事業を行っています。

- ・看護の日記念行事/毎年5月12日の「看護の日・看護週間」にあわせイベントを開催
- ・「看護学校等進路説明・相談会」:看護を志す高校生を対象に県内3会場で開催
- ・「高校生ー日ナース体験」:県内の高校在校生が病院で一日看護体験
- ・「看護職こころざし育成セミナー」:看護職への志向性の高い高校生を対象にセミナーを開催

■ナースセンター所在地

□ 静岡県ナースセンター(本所)
〒422-8067 静岡市駿河区南町14-25 エスパティオ3階(JR静岡駅南口徒歩2分) TEL (054) 202-1761/FAX (054) 202-1762 E-mail:shizuoka@nurse-center.net
□ 静岡県ナースセンター(東部支所)
〒410-0055 沼津市高島本町1-3 (静岡県東部総合庁舎別館2階) (JR沼津駅北口より徒歩15分) TEL (055) 920-2088 / FAX (055) 928-5037 E-mail:numazu@nurse-center.net
□ 静岡県ナースセンター(西部支所)
〒430-0929 浜松市中区中央1丁目12番1号(静岡県浜松総合庁舎10階)(JR浜松駅北口より徒歩15分) TEL(053)454-4335/FAX(053)401-3510 E-mail:hamamatu@nurse-center.net
□ 静岡県ナースセンター(下田相談所)

〒415-0016 下田市531-1(静岡県下田総合庁舎4階) TEL 080-2650-0327 E-mail:shizuoka-nurse2@docomo.ne.jp

→ 静岡県ナースセンター(天竜相談所)〒431-3313 浜松市天竜区二俣町鹿島559(静岡県北遠総合庁舎1階)TEL 080-2650-0237 E-mail:shizuoka-nurse1@docomo.ne.jp

※各事業詳細は、静岡県ナースセンターホームページをご覧ください。

■ 看護協会は働くあなたを応援します





私達一人ひとりがどんなに頑張っても 実現できるものって限界があるよね~。 だけど、同じ思いをもつ者が集まって 看護協会の会員として行動すれば、 今までの力が何倍にもなって、 理解し認めてもらえて努力が実ったり、 みんなで成長・成功できるのよ! 看護職賠償責任保険制度へも 加入できるよ。



そうよ~、自分たちの成長と共に 看護協会の力を実感してみようよ!



そうかぁ、なるほどなぁ~。 今僕がチャレンジしている勉強も みんなと活動や研修を通して 個人のレベルアップにも看護職の レベルアップにもつながるんだね。 僕と同じ目標をもつ多くの 仲間がいる看護協会かぁ!

うん、実感してみたい! よし、入会するぞ! もしもの補償も うけられるので安心だね。





静岡県看護協会では、協会活動を皆様に知ってい ただくために、最新情報をホームページへ公開して います。

研修・事業等、タイムリーな情報を発信します。



https://www.shizuoka-na.jp/





■ 入会方法 ~あなたの入会をお待ちしています~

正会員

●入会資格

・静岡県内に在住又は在勤し、保健師、助産師、看護師、准看護師の資格があれば、どなたでも入会できます。

●会費

- ・入会金/15,000円 静岡県看護協会へ初めて入会される場合
- ·年会費/日本看護協会年会費 5,000円十 静岡県看護協会年会費 5,000円=合計 10,000円

●会員期間

・4月1日から翌年3月31日までの1年間(年度毎の登録です)

●会員の特典

- ・日本看護協会・国際看護師協会に同時に入会できます。
- ・日本看護協会の「協会ニュース」と当協会の『看護しずおか』が届きます。
- ・当協会が主催する研修会を会員価格で受講できます。
- ・災害支援ナースに登録及び災害支援ナース育成研修を受講できます。
- ・日本看護学会に参加できます。
- ・図書室の利用や、ビデオやDVDのサービスが利用できます。
- ・医療事故等の相談支援が受けられます。
- ・日本看護協会が扱う看護職賠償責任保険制度に加入できます。
- ・福利厚生制度(会長表彰、各賞候補者の推薦、奨学金貸与、慶弔見舞など)があります。
- ・看護師学校養成所(通信制)の教育支援を受けられます。
- ・県ナースセンターの再就業支援・離職防止対策事業についての情報を得られます。
- ・キャリナースへアクセスし、日本看護協会会員専用WEBサービスを利用し、文献検索等ができます。

●会員証

・プラスチックの永年会員証です。

入会申込処理、会費入金確認完了後、会員施設代表者または本人宛に送付されます。 (スマホ対応の電子会員証は、キャリナースで表示されます)

- ・総会、研修会に参加されたり、図書室を利用される場合に提示をお願いします。
- ・改姓や県外からの転入、紛失等再発行できます。

●申し込み

下記事務委託会社へお送りください。

【送付先】

〒206-8790 日本郵便株式会社 多摩郵便局 私書箱21号 公益社団法人日本看護協会·都道府県看護協会 会員登録事務局 宛

このページに関するお問い合わせ及び書類の請求は、 総務部までお願いします。 TEL.(054)202-1750/FAX.(054)202-1751













公益社団法人静岡県看護協会

〒422-8067 静岡市駿河区南町14番25号 エスパティオ3階

TEL (054) 202-1750 (総 務 部)

TEL (054) 202-1760 (教育研修部)

TEL (054) 202-1770 (事業部)

FAX (054) 202-1751 (共通)

■ホームページ https://www.shizuoka-na.jp/

